

# 町田市バイオエネルギーセンター運営協議会設置要領

2022年1月1日適用

2022年4月1日改正

## (設置)

第1条 町田市バイオエネルギーセンター環境保全協定書（以下「協定書」という）

第16条の規定に基づき、地域住民の健康及び安全の確保、地域の環境の保全、協定書の適正な運用と施設の円滑な運営を図ることを目的とし、市民との相互理解を深め、緊密な連携のもとに協議するため、町田市バイオエネルギーセンター運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 協議会は、協定書に基づき次に掲げる事項について協議、または報告、通知を受ける。

- (1) 年間ごみ処理計画及び年間ごみ処理実績、稼働状況・運営状況等の情報公開に関すること（協定書：第10条）
- (2) 排ガス・臭気等の測定値、自主規制値の遵守状況または超過後の対応に関すること（協定書：第7、8、9、13条）
- (3) 他の自治体のごみの受入に関すること（協定書：第4条）
- (4) 施設能力等の変更に関すること（協定書：第5条）
- (5) バイオガス化施設の開放点検の実施に関すること（協定書：第9条）
- (6) 施設への立入に関すること（協定書：第11条）
- (7) 事故時の措置及び報告に関すること（協定書：第12条）
- (8) 苦情に関すること（協定書：第14条）
- (9) 損害賠償に関すること（協定書：第15条）
- (10) 町田市バイオエネルギーセンター専門委員会からの報告に関すること（協定書：第17条）

(11) その他、必要な事項（町田市が実施する広報活動に関すること等）

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 町田市バイオエネルギーセンター周辺の町内会・自治会等の会長または会長が委任する者15人以内。町内会・自治会等は次のとおりとする。

もみじ台町内会、忠生中央町内会、根岸町内会、忠生自然自治会、  
忠生忠霊地区自治会、忠生四丁目町内会、上小山田町内会、下小山田町内会、  
桜美林台自治会、函師町内会、馬駈自治会、常盤町内会、矢部町町内会、  
清住平自治会、小山田桜台自治連合会

(2) 町田市委員

環境資源部長、環境資源部循環型施設担当部長、循環型施設管理課長、  
ごみ収集課長

(3) その他、協議会が認める者

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長1人及び副会長1人を置き、委員より選出する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、第3条第1号で選任された委員についてはそれぞれの役職での任期と同じとし、それ以外については原則1年とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員が変更になった場合は、本内容を次期委員に引き継ぐこととする。

(会議)

第6条 協議会は、原則として年2回開催する。ただし、臨時に開催を必要とする場合はその都度開催する。

2 臨時の協議会は、会長または委員の過半数の要求に応じて開催する。

3 協議会は、公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、協議会に諮り、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求めることができる。

5 委員は、協議会で協議した内容について、各町内会・自治会等に情報共有を行う。

(アドバイザー)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、協議会に町田市バイオエネルギーセンター専門委員会委員から選任したアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、委員の求めに応じ、第2条各号に掲げる事項に関し、必要な助言を行う。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、循環型施設管理課において処理する。

(有効期間)

第9条 本要領の有効期間は、町田市バイオエネルギーセンターの稼働開始後から廃止するまでとする。

(その他)

第10条 本要領の改正及び協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り

定める。

附 則

本要領は、2022年1月1日から適用する。

附 則

本要領は、2022年4月1日から適用する。